

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局
 大阪市中央区道修町3-3-10
 大阪屋道修町ビル3F
 06-6232-1095

「今あらためて日本国憲法を考える」

第17回総会・講演会に143名が参加

10月15日(水)南御堂会館において、大阪損保革新懇第17回総会・講演会を開催し、143名が参加しました。志賀守孝事務局の司会で始まり、野村英隆代表世話人の開会挨拶のあと、小森陽一さんが「今あらためて日本国憲法を考える」と題し、記念講演を行いました。その後、総会議事にうつり野口英機事務局長が各種報告と新年度世話人20名の提案を行い、総会アピール「安倍政権の暴走・亡国政治を許さない！ 職場革新懇運動の前進で職場の『状況を変えよう！』」を全員の大きな拍手で採択しました。総会后、恒例の居酒屋「木温(こはる)」を借切った懇親会に74名が参加。千葉・静岡・大分・富山の遠方から参加した仲間を紹介するなど職場の枠をこえてなごやかに懇談しました。最後に損保ジャパン社を相手どって闘っている小畑

記念講演 講師：小森陽一さん

東京大学大学院教授
 「九条の会」事務局長

〔講演要旨〕

～「集団的自衛権」で日本は、

安倍内閣の7.1閣議決定による 「集団的自衛権行使の容認」

みなさんこんばんは。ただいまご紹介いただきました小森です。

安倍内閣は、7月1日、閣議決定によって「集団的自衛権行使」を容認しました。

公明党が安倍首相の閣議決定を容認する根拠となった「新三要件」の第一要件は、「わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず」です。この「のみならず」が重要です。今まではわが国に対する武力攻撃が発生した時だけ、自衛隊が武力攻撃をしていいとなっていました。

「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において」と続きます。

第二要件が、「これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき」です。第三要件が、「必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府



講師の小森陽一さん

とき」の条件を突破したのが、今回の閣議決定です。

国連憲章第2条は、「国権の発動たる戦争はもとより、武力による威嚇、武力の行使を行ってはいけない」です。これは憲法9条第1項と同じで、いわば国際標準です。憲法9条の独自性は、第2項「前項の目的を達するため、陸海空その他の戦力はこれを保持しない」という戦力の不保持と、「国の交戦権はこれを認めない」という交戦権の否認にあります。

だから日本政府はこれまで、自衛隊が活動する範囲は「後方地域」「非戦闘地域」で、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない、補給・輸送などの活動は、当該他国の「武力

(P・2へつづく)



(P・1よりのつづき)

しかし閣議決定だけでは何もできません。少なくとも自衛隊法やPKO法や海賊対処法という関連法を改悪しないとイケないのです。が、あまりにも国民の反発が強いため、安倍政権は、今度の臨時国会には関連法の改悪を出そうとしていません。

「解釈改憲」による「戦争をする国」の 現段階を歴史的にとらえる

「解釈改憲」による「戦争する国」の現段階を歴史的にとらえることが必要です。

実は、閣議決定した2014年7月1日という日には意味があります。

なぜ60年前に自衛隊ができたのか。朝鮮戦争がきっかけです。1950年6月25日に朝鮮民主主義人民共和国軍が38度線を越えて大韓民国に軍事侵入しました。その時の安全保障理事会は、ソ連がボイコットしました。

1949年10月1日に中華人民共和国が建国宣言をして、大陸は中華人民共和国になったのに、なんで国連の安全保障理事会の常任理事国は台湾の中華民国のままなのか、というのがソ連が欠席した理由です。

ソ連が欠席すると他の4カ国の利害関係が一致し、1950年7月7日、日本を占領していたマッカーサー総司令官の「連合軍」が「国連軍」(どちらも英語ではUN、United Nationsです)として、朝鮮半島に上陸して戦争をすすめるということが決まりました。

このときほどマッカーサーは、9条のある日本国憲法を日本国民に与えたことを後悔したことはなかったでしょう。朝鮮半島に戦争に行けば、日本の基地が空っぽになってしまう。

リカ軍は日本から朝鮮半島に出撃しました。日米軍事同盟を結ぶことで、日本の領土・領海はアメリカ軍が戦争の目的にいくら使ってもかまわないという軍事隷属体制になったわけですね。

アメリカ軍の兵隊の犯罪を日本の警察は捕まえられない、捕まえても日本の裁判所は裁けないという植民地以下の治外法権とした地位協定もできました。1952年には警察予備隊が海軍局と陸軍局を持った保安隊になる。

そして1953年7月、朝鮮戦争の休戦協定が結ばれ、1年後の1954年7月1日に自衛隊と防衛庁が創設されました。ですから、そのちょうど60年後の2014年7月1日、自衛隊と防衛庁が「還暦」を迎えたまさにその日に、安倍内閣は「集団的自衛権行使」を閣議決定したことになります。

安倍晋三政権と国民との対決点

自衛隊の創設に対し、「自衛隊は憲法違反だ、対米従属の政治は許さない」との運動が国民的に広がりました。この声を使って政権を取ったのが、安倍晋三の母方の祖父のA級戦犯容疑者・岸信介です。

公職追放されていた、鳩山由紀夫の祖父である鳩山一郎をたてて日本民主党を作り、吉田茂政権の対米従属を非難して一気に政権をとりました。

日米安全保障条約によって、9条違反の再軍備がアメリカから押し付けられているのに、アメリカから押し付けられた憲法だからと、自主憲法を制定し9条をなくして自衛隊を日本軍にしようというのが当時の日本民主党の政策でした。

まさにアメリカの思惑どおりであり現在の

(P・3へつづく)

(P・2よりのつづき)

この55年体制が崩れたのが1990年代の湾岸戦争です。1990年の8月、イラクがクウェートに軍事進攻します。国連憲章違反です。直ちに国連安保理が開かれます。

東西冷戦は終わっており、初めて安保理全会一致でイラクに対する経済制裁を決めます。軍事対応を進めたのは、(国連軍でなく)アメリカ軍を中心とした多国籍軍です。この多国籍軍に日本の自衛隊を出せという強い圧力が日本の海部俊樹政権にかかってきました。

40代の自民党の幹事長・小沢一郎が、自衛隊を海外に出す法案を通そうとしましたが、当時の土屋内閣法制局長が《従来の自民党の憲法解釈から言えば自衛隊の装備を海外に持ち出して使わなければいけないような事態は憲法違反である》という答弁をして、海部首相もしどろもどろになり、廃案になってしまいました。

世界中の普通の人は、日本はアメリカ言いなりのコバンザメ、腰巾着と見ているから、星条旗の隣に日章旗がはためくはずと思ったのにはためかなかった、なぜだ、当然疑問に思います。

軍隊だと思っていた組織がarmy、navyでなくself defence forces(自衛隊、self defenseは自らを守る、forcesは力)だということで、世界中の人たちが、日本の憲法9条はなんてすごいんだろうと思ったんですね。

怒ったのはアメリカです。傭兵として使おうと思っていたのに自衛隊が軍隊じゃないということがばれちゃったのです。ですから、日本は1兆数億円のお金を出したけれど、「血と汗を流さないのか」と脅してきました。

海部政権の後の宮沢喜一政権に、なんでもいから自衛隊を海外に派遣しろと圧力をかけてできたのがPKO法でした。宮沢喜一政権は自民党ハト派で、自衛隊は海外で武力行使は絶対にしない、武器は持って行かない、としました。「非戦闘地域」という5文字がキーワードです。初めて海外派兵をしたわけですが9条によって自衛隊員の命は守られました。

非戦闘地域にしか行けないということは、ブッシュ政権の対テロ戦争の時にあの小泉政

国会で追及された小泉純一郎は、「自衛隊が行くところが非戦闘地域なんです」との答弁を行いました。国権の最高機関である国会において、行政の最高責任者である内閣総理大臣がこの答弁をしたことが大変重要だと、当時の内閣官房副長官の柳沢享一さんが九条の会の全国交流討論集会で強調されています。

総理大臣が「自衛隊が行くところが非戦闘地域なんです」と言ったら、外務省の幹部は必ずそうしなければいけないのです。ですから、サマーワの周辺にいるオランダ軍とか、ドイツ軍にもそれを説明することになります。

日本が憲法9条を持っていることがどういうことなのかということが世界の軍隊の幹部に伝わり、《必要のない無用な戦闘行為に、絶対に関わってはいけない》という日本国憲法9条こそが、本当の意味での平和的な解決に道を開いていくんだということを世界の軍人たちに知らしめたのです。

10年目をこえた「9条の会」の草の根運動で 安倍晋三政権と対決していく

安倍晋三政権の暴走に歯止めをかけ、押し返すということが求められています。来年は戦後70周年です。安倍自民党は、侵略戦争という言葉認めず、従軍慰安婦問題をなかつたことにしようとしています、それに対する国際的な批判も大きく高まっています。

その中で、あらためて私たちは第一次安倍晋三政権を草の根運動の力によって引きずりおろした事実を思い起こす必要があります。九条の会を作ったのは2004年6月10日でした。まさに戦場に自衛隊が出て行った年です。

(P・4へつづく)



(P・3よりのつづき)

しかし3000では郵政民営化イエスかノーかの小泉の騙し選挙に対抗しえず、3分の2以上を与党で占めました。衆議院で安定多数となった小泉政権は、「自分の任期中に憲法を変える」と宣言した安倍晋三に2006年9月政権を渡しました。

安倍政権は「戦後レジームを解体する」と、憲法の前にまず教育基本法の改悪を図ります。この時、全国の九条の会は4800。この力では教育基本法の改悪を止めることはできませんでした。

年明けて2007年、全国で6000の九条の会ができました。4月の読売新聞の世論調査は、《3年続けて憲法を変えない方がいいという人が増え続け、変えた方がいいという人が減り続けて今拮抗している》と報道します。

その10日後、自民党と同じく新自由主義政党で改憲政党であったはずの民主党、当時の小沢一郎代表が、改憲法である国民投票法を議論していた衆議院の特別委員会から枝野幸男理事をおろしました。

安倍政権の改憲路線に民主党は協力しない。そして民主党は「国民の生活が第一」という方向に政策を転換します。下からの世論を変えることによって二大政党制の片方を私たちは変えたのです。

2007年7月の参議院選挙で民主党をはじめとする野党が勝利し、明文改憲は差し止められました。本来ここで安倍晋三は公約違反で辞任すべきでした。

**損保代理店
シンポジウム**
1月23日(金)
御堂会館にて

《詳細は追って
チラシなどで
ご案内します》

損保産業のあり方から代理店の未来をご一緒に考えましょう。



安倍はブッシュの要請に応えられなかったということで、1週間後の12日突然おなかが痛くなってやめたのです。つまり「絶対に自衛隊に海外で武器を使わせない」と言う世論を形成したことによって第一次安倍晋三政権は崩壊したわけです。

その後の福田政権のときの2008年4月の読売新聞の世論調査は15年ぶりに憲法を変えない方がいいが多数派になりました。2008年の4月18日名古屋高裁の判決、《クウェートからイラクに軍人を輸送していた航空自衛隊の活動は武力行使と一体化する可能性があるから憲法違反だ》は、世論の転換があったから出たわけです。

私たちの草の根からの運動と改憲勢力とのせめぎあいはどうなっていたのかを歴史的に振り返ることが、今あらためて多くの人たちに草の根運動に立ち上がってもらえる力になります。

安倍晋三政権がやろうとしていることを周りの人に分かりやすく説明することができるかどうか、それがこれからの運動のあり方です。11月の沖縄知事選はまさにそのことが問われています。

小畑裁判（第8回）

1月30日(金)午後1時20分～

大阪地裁610号法廷

多くの方の傍聴参加をお願いします。

報告集会も予定しています。